

## 令和2年第4回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年3月26日(木) 午後1時31分開会  
午後4時05分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 牧原 明人  
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、立花 有佐、神本 久美
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子  
教育部教育総務課長 荘川隆則  
教育部教育指導課長 東直美  
教育部生涯学習課長 花田譲二  
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也  
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗  
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
- 日程第2 議案第12号 庄原市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 日程第3 議案第13号 庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について
- 日程第5 議案第15号 庄原市私立幼稚園第2子以降就園補助金交付要綱の廃止について
- 日程第6 議案第16号 庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 日程第7 議案第17号 会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会規則の整備に関する規則について
- 日程第8 議案第18号 会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会要綱の整備に関する要綱について
- 日程第9 議案第19号 庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改

正について

日程第10 議案第20号 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第11 議案第21号 庄原市学校医の委嘱について

日程第12 個別報告及び協議事項

- ・令和2年第1回庄原市議会定例会一般質問概要（教育委員会関係分）について

教育長	— 開会 午後1時31分 —  ただ今から令和2年第4回庄原市教育委員会を開会します。
教育長 教育部長	<p>日程第1 教育長報告</p> <p>それでは日程第1、教育長報告から行います。6点報告をします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・横山教育委員の再任について</li><li>・小中学校の卒業証書授与式について</li><li>・中学生の進路状況について</li><li>・新型コロナウイルス感染症拡大予防、それに伴う学校の教育活動再開について</li><li>・学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について</li><li>・小中学校適正配置計画について</li></ul> <p>次に、教育部長報告をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年4月1日付け教育委員会事務局職員の人事異動について</li><li>・3月議会の教育民生常任委員会、所管事務調査中間報告について</li></ul>
教育長 教育総務課長	<p>日程第2 議案第12号</p> <p>庄原市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <p>日程第2、議案第12号、庄原市教育委員会事務局組織規則の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案集をお開きください。議案第12号、庄原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について説明します。本案は、地教行法第17条第2項の規定に基づき、庄原市教育委員会事務局の組織及びその分掌する事務に関して、必要な事項を定めています、庄原市教育委員会事務局組織規則について、令和2年度からの組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容については、新旧対照表で説明します。まず、事務局に置く部・課・室・係、について規定しています第2条の表です。こちらは教育部生涯学習課です。3係が2係にということで、現行に、社会教育係、文化財係、スポーツ振興係とあるのが、改正後は、生涯学習係と文化振興係の二つの係になるというものです。また、第6条生涯学習課の事務分掌を定めている条項ですが、こちらへ各係の事務分掌を載せています。係が統合しますので、生涯学習係について、(1)から(9)は社会教育係のものと一緒に</p>

	<p>す。(10)から(17)までは、今までスポーツ振興係にあった事務で、生涯学習係へ入っています。また、課の庶務も生涯学習係がしますので、(18)へ他係の所掌に属さない事項及び課の庶務に関するが入っています。また、文化振興係については、これまで社会教育係にあった、(1)(2)(3)(5)がこちらに移動になっています。また、(4)は新たに規定しているものです。(6)からは、これまで文化財係にあった事務が加えられており、こういった事務分掌が文化振興係の事務分掌に新たになるものです。附則としまして、この規則は令和2年4月1日から施行するということで、4月1日からはこの体制で事務が行われる予定ということです。以上です。</p>
<p>教育長 末信委員</p>	<p>ただいまの説明について何か質疑ありますでしょうか。はい、末信委員。</p>
<p>教育部長</p>	<p>組織を変えたことによって、人数的には絞られたのか変わらないのか、あるいはこのような組織にしたというのは、各係、課の事業を推進していくのに、連携をとって大変よくなったのか、変更した主なねらいを教えてください。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>これは、市全体で組織が見直しされたものです。教育委員会では生涯学習課がその対象になりましたが、主なねらいとしては、今回再編された係は3名以下の係がほとんどでした。ということは3名でその係の業務をしていたわけですが、1人の職員に対しての業務の負担が大きいというところで、係を統合してより1人にかかる負担を軽減して、例えば休暇が取り易いとか、出張に行き易いとか、そういう組織をより強化するねらいがあります。</p>
	<p>補足をさせていただきます。課の人数は9名、現在3係長6職員という形になっていますが、係長2名になります。全体人数は9名という形になっています。生涯学習係が6名という配置になっています。文化振興係3名ということで、これまで社会教育係が担っていた文化振興の部分について、文化振興係へ移行していますが、当面課全体で、全体の事業をやっていきたいということがあります。現行社会教育係が所管している事務のうちの文化振興の関係の一部については、引き続き生涯学習係も担っていくような形にします。変則ではありますが、これまでそれぞれの係で単独でやってきたものを、課全体でやるという意識でやっていき、業務には支障をきたさないように進めていくということで、現在新年度に向けた準備を進めているところです。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。それでは、議案第12号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
<p>教育委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成全員ですので、議案第12号は可決されました。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第3 議案第13号</p>
<p>教育長</p>	<p>庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第3、議案第13号庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案集をお開きください。議案第13号庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正案について説明します。本案は、庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めている本規則において、提案理由のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育保育無償化の導入により、これまであった庄原市私立幼稚園就園奨励費補助事業が終了します。この事業に関する部分について所要の改正を行おうとするものです。改正内容は、新旧対照表において説明します。右側が現行左側改正案ですが、個人番号の利用範囲を定めている第3条、この中で、庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金の事務ができると定めていましたが、この事務がなくなりましたので、第3条を削除し、次の第4条が3条に変わるものです。同様に特定個人情報の提供について定めていた条例別表第3の4項の事務ですが、こちらへ庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金の事務があったため、こちらの条についても削除し、次の第6条が二つ繰り上がって、第4条になるという繰り上げをするものです。附則として、この規則は令和2年4月1日から施行するとしています。説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明について何か質問がありますでしょうか。それでは、議案第13号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願い致します。</p>
<p>教育委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、賛成全員ですので、議案第13号は可決されました。</p>
<p><b>日程第4 議案第14号</b></p>	
<p><b>庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について</b></p>	
<p>教育長</p>	<p>続いて日程第4、議案第14号庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案集をお開きください。議案第14号、庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱について説明します。本案は、入園料及び保育料の減免を行った私立幼稚園の設置者に補助金を交付して、私立幼稚園教育の振興に資するために設けている庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱について、提案理由のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育保育無償化の導入により、この補助事業が終了するため、当該要綱を廃止するものです。要綱の内容は、庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱として、庄原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は廃止する、とするものです。附則として、この告示は令和2年4月1日から施行するとしております。説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明について何か質疑ありますか。それでは、議案第14号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
<p>教育委員</p>	<p>(全員挙手)</p>

教育長	賛成全員ですので、議案第 14 号は可決されました。
	日程第 5 議案第 15 号
	議案第 15 号 庄原市私立幼稚園第 2 子以降就園補助金交付要綱の廃止について
教育長	日程第 5、議案第 15 号庄原市私立幼稚園第 2 子以降就園補助金交付要綱の廃止について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
教育総務課長 ※資料 議案第 15 号	議案集をお開きください。議案第 15 号庄原市私立幼稚園第 2 子以降就園補助金交付要綱を廃止する要綱案について説明します。本案は保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に在園する第 2 子以降の園児に係る、入園料及び保育料の軽減を行った私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付することに関し、必要な条項を定めるために定めている当該要綱について、提案理由のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育保育無償化の導入により、補助事業が終了するため、この事業の積み上げとして補助金交付をしていた当該要綱について廃止するものです。要綱の内容は、庄原市私立幼稚園第 2 子以降就園補助金交付要綱を廃止する要綱としまして、庄原市私立幼稚園第 2 子以降就園補助金交付要綱は廃止する、とするものです。附則とて、この告示は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。説明は以上です。
教育長	ただいまの説明につきまして何か質疑ありますか。それでは、議案第 15 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので、議案第 15 号は可決されました。
	日程第 6 議案第 16 号
	庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
教育長	日程第 6、議案第 16 号庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
教育指導課長	議案集をお開きください。議案第 16 号庄原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について説明します。提案理由のとおり、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定めるため、庄原市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定しようとするものです。こちらは、2 月の教育委員会議で、教育長から、国が示していた勤務時間の上限に関するガイドライン、これが指針に格上げになるということに伴い県が条例を改正する、また、服務監督権者である市町教育委員会が勤務時間を定めた規則を制定することになると説明させて頂いたところです。資料をご覧ください。一番上に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要ということで、これは令和元年 12 月に公布をされたところです。趣旨としては、今のように働き方改革を推進するために、教育職員について一年単位の変形労働時間を条例により実施できる

ようにするということが、また教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表するということがあります。この一部改正の内容としては、概要のところ、1. 一年単位の変形労働時間制の運用（休日のまとめ取り等）という内容と、2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定、という大きく二つの内容がありました。この度のこの規則制定は、2に関するものとなっています。県が2月に教育職員の勤務時間等を定めている条例等について改正を行っています。それを受けて、市教育委員会としても規則を制定するというものです。こちらが令和2年4月1日から施行になります。規則案の内容を少し御説明します。議案集にお戻りください。第1条では趣旨として、規則は県立及び市町立のと書いてありますが、県の条例に基づいて庄原市教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定める、としているところです。第2条の定義ということで、(1)から(3)までありますが、教育職員、所定の勤務時間、時間外在校等時間、ということで関係する条例を定義しています。教育職員ということですので、この上限の時間について事務職員は入らないことになっています。事務職員は、規定により時間外手当が出ます。このような関係上、事務職を除いたものとしてこの条例等で規定されているところです。第3条では、業務量の適切な管理ということで、教育委員会は、限度時間を超えない範囲内とするために、教育職員の業務の適切な管理を行うとしています。限度の時間について、第2項から示されています。第2項では、1月について45時間及び1年について360時間を限度とする。第3項では、第2項の規定にかかわらず、児童生徒に係る通常予見することのできない、業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に第1項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の(2)にあげる時間及び月数についてということと述べられています。特別な何かがあった時ということで、今のように新型コロナウイルス感染症対策のことや、生徒指導上の問題など、そういうことがあったときには、1月において第1項のところで100時間未満であると、第2項には1年において720時間を超えないこと。また、第3項においては、複数月の平均が80時間を超えない、1月が80時間を超える月があっても、その次の月には80時間を超えず平均したら80時間を超えないようにする、ということが第3項では示されています。また、第4項では、1年のうち1月における時間外が45時間を超える月が、6月以内であることということで、こちらは、これまで上限時間のガイドラインに示されていたものと変わっていないところです。これまで本市が策定していた働き方改革取組方針にも、数値とし示しており、これに向けた努力をしようとして取り組んできている数値ということにしています。第4条委任ですが、この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を教育長が別に定めるとしています。今年度、教育職員の働き方改革取組方針を今年版で作っていました。

	<p>来年度のものも今年度の取り組み、また実態を考えながら、今策定しているところです。4月には教育委員の皆様にも、来年版を見て頂いて取り組みを進めていきたいと思っているところです。説明は以上です。</p>
<p>教育長 末信委員</p>	<p>ただいまの説明につきまして何か質疑ありますか。はい、末信委員。</p> <p>教育職員の業務量というのは、要するに時間で示した業務量であって、業務の内容がどうかではないのでしょうか。内容も絞って、時間をという意味でよろしいのでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>すべきことはたくさんありますが、しっかり精選をして、仕事の内容もしっかりとする、その上で効率的に行っていくということで、時間もより効率的にできるように考えるということです。時間だけ少なくせよと言いましても、やるべきことが大きく減らない限りはなかなか難しい面もありますので、業務内容についてもしっかり精選してということで捉えております。</p>
<p>教育長 神本委員</p>	<p>他にどうでしょうか。</p> <p>前に聞いたかもしれないのですが、この勤務時間の把握方法は現在どうされているのか教えてください。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>教育委員会から各学校へエクセルファイルで送っており、統一したものを使用しています。各教育職員が学校に行ったら、勤務時間スタートをクリックすればその時間が入力できるシステムを作っています。各個人のシートに勤務をスタートさせた時間を入力します。また退勤する前にはそれを同じようにクリックして勤務が終了した時刻を入力できるようにしています。それぞれが入力するのですが、もし入力し忘れがあったら、管理職がそれを確認して漏れがないように確認しています。それを、一覧で誰が入力している、していないというようなこともわかるシートもつけて、市教委から送っていますので、それにより各学校では管理をしています。また、それを月ごとに校長から報告を受けて、市教育委員会でも把握し管理するというシステムにしています。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。他にどうでしょうか。現状からするとこの上限が在校等時間ということになっており、45時間以内に抑えるというのは非常に厳しい現状があります。業務量がなかなか減っていない、むしろ小学校では、英語科という新しい教科も教育課程も増えています。また、中学校の部活動のことも増えています。さらに最近の大きな課題とすれば、保護者対応というのがプラスαで、なかなか解決しない場合夜に対応せざるをえないということが、いわゆる時間が増えているということになっています。また県にもお願いしているのですが、教員の数を増やして頂くという抜本的なことができていない。この具体的な時間をクリアしようと思えば相当苦労工夫しなくてははいけないという状況があります。そこに加えて今回特にこれを規則で定めますので、校長からすれば大変なプレッシャーになるということです。もちろん我々もまた問われます。県の条例も先般可決されたと聞いていますが、同じ時間でやはり県費負担は県の条例によって決まりますので同じような状況になっています。それに基づいて規則を作ることになるので、市教委だけ</p>

<p>教育委員 教育長</p>	<p>がこれを増やしてどうだというようなことはもう言えないという状況になっています。昨年までは、保健指導を受ける対象となっている 80 時間を超えた場合というのを大きな目安にしていたのですが、さらにそれを絞って 45 時間まで減っていますから非常に教員も制約されてくることあるかと思えます。すぐには難しい面もありますが、校長とも色々課題があれば一つずつ解決していかなくてはならないと考えています。それでは、議案第 16 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので議案第 16 号は可決されました。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 7、議案第 17 号</p> <p>会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会規則の整備に関する規則について</p> <p>続いて日程第 7、議案第 17 号 会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会規則の整備に関する規則について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まず議案の説明の前に、制度の簡単な説明をしますので、お配りしてる資料をご覧ください。会計年度任用職員制度を令和 2 年 4 月 1 日から導入するという事取り組んでいます。1. 趣旨ですが、地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保の観点から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 17 日に公布をされ、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなっています。この改正法の施行により、非常勤特別職及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化と、現行の臨時・非常勤職員から会計年度任用職員への適切な移行を図ることが求められており、市としてもこの制度を導入し対応していこうというものです。</p> <p>2. 現行の任用状況についてはご覧のとおりです。①の臨時職員から⑤の非常勤特別職まで、こういった形で委任をしているところです。3. 法改正の対応方針です。</p> <p>(1) 会計年度任用職員制度を新たに創設して、これまでの臨時職員、嘱託員を、会計年度任用職員として新たに雇用し任用していきます。それに伴い、現行の任用形態からの移行、特別職非常勤職員の任用の厳格化、任期付採用職員導入の検討ということで進めているところです。4. 職の再設定のイメージです。現行と新制度移行後ということで右と左に並べておりますが、現行の常勤職員については引き続き常勤職員ですが、臨時的任用職員(フルタイム・辞令付き)については、基本的には会計年度任用職員(フルタイム)、こちらについては保育士と育休代替職員等ということで、一部の者だけになります。それ以外のものについては会計年度任用職員(パートタイム)の方になります。②の臨時的任用職員(日々雇用・辞令なし)については、会計年度任用職員(パートタイム)へ。また、③④非常勤特別職(嘱託員・相談員)、教育委員会と言いますと学校司書や用務員、館長等ですが、</p>



こちらでも会計年度任用職員（パートタイム）に移行となります。また、非常勤特別職については厳格化を図り、専門的な知識経験等に基づき助言、調査等を行う者に限定するとして、そのままとするものです。次の表が、会計年度任用職員制度と現行の制度、比較したものになります。変更になる部分について、現在の例規の改正が必要になるということで対比をしています。主に今回の例規改正ですと、1番上の名称ですが、臨時職員、嘱託員が、会計年度任用職員ということになります。また、次の任用の根拠法令が、これまでは地方公務員法の第22条や第3条だったものが、地方公務員法第22条の2①、②となります。また、再度の任用ですが、これまで臨時職員は最長が1年、嘱託は上限が5年でしたが、会計年度任用職員になりますと、回数制限がなしで毎年新たな職員の任用という形で更新をしていく形になります。給与等の区分ですが、これまで賃金、報酬としていたものが、基本的には報酬、フルタイムについては給料・手当という形になります。また、勤務時間、年次有給休暇ですが、服務や休暇等につきましては時間的に変更等があり、それぞれ規則で定めていましたが、会計年度任用職員で一本化され、そちらを運用する形になりますので、これまでであった規則では削除しているような形になります。続いて、今回の会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正廃止する教育委員会規則・要綱等で一覧に示しております。まず、議案第17号で、整備に関する規則①から⑦について、一括改正及び廃止を行います。次に、議案第18号では、整備に関する要綱①から⑤について、改正及び廃止を行います。さらに、議案第19号では、庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程を改正することとしています。施行日については、令和2年4月1日ということで、改正等を行うものです。それでは、議案集に沿って説明させていただきます。まず、議案第17号会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会規則の整備に関する規則案について説明します。本案は、提案理由のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されたことに伴い、教育委員会の関係例規の整備を行おうとするものです。改正については、新旧対照表で説明します。議案第17号では、第1条から第6条の改正とし、6本の規則を改正もしくは廃止する予定としています。まず、第1条による改正です。第1条は、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部を改正する規則案です。こちらは、同規則の別表にあります、人事事項のところ、1号のところへ非常勤職員等の任免、委嘱及び解職に関するところ、新たに会計年度任用職員が入りますので、改正後は非常勤の職員等の後に括弧書きで、会計年度任用職員を除くというものが入っています。またその下第7号についても、同様に会計年度任用職員という文言が入り、雇用という言葉が任用ということに置きかえています。また一番下の3の財務事項の表ですが、現行では一番下の第3項第4号のところへ、報酬、共済費、賃金とありますが賃金がなくなりますので、現改正案では賃金を削除するものです。こういった改正を第1条で行っています。次に、第2条による改正です。こ

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>こちらは、庄原市学校教育専門員設置規則の一部を改正する教育委員会規則案です。まず第1条第2条は、趣旨、職務を規定していましたが、規則の記述の整理を行い設置、職務という形で定義等変更して記しています。第3条の任用では、根拠法令を地方公務員法の引用条項を変えています。また、委嘱という文言が任用となっています。第5条が、任期及び解職ということで現行では、解職については改正条例後に規定、また、勤務時間、服務等については、新たな会計年度任用職員の規則により規定がされますので、この規則の中には定めないということで削除しており、任期と勤務だけをこちらへ示しています。そういった変更をしています。次も同じように、こちらは休暇等の別表になりますので同様に削除しております。続いて、第3条による改正です。庄原市語学指導等を行う外国人青年の給料等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案です。こちらは会計年度任用職員に移行するというので、主には文言の整理を行うものです。給料が報酬に旅費が費用弁償にということで、文言を現行から改正案へ直しています。第4条による改正、庄原市公立学校非常勤職員設置規則の一部を改正する教育委員会規則案です。これまでのものと同様、根拠法令とか、文言が非常勤講師としているものを非常勤職員と改めるものです。また中段に、任期及び解職と示していますが、会計年度任用職員の規則と共通する部分については、削除しており、そういった整理をしています。また勤務時間等についても、簡易なもの記述に改めているものです。次に、第5条による改正です。こちらは、庄原市教育交流教室指導員設置規則の一部を改正する教育委員会規則案です。こちらについても、第2条で職務の規定をしていますが、分かりにくい記述ですので、2項に分けて記述を改めています。内容的には同じものです。また、第3条任用以降については、委嘱または任命を任用という形に言葉を改めており、任期についても1年以内の期間とするとしているところ、1会計年度を超えない範囲内で教育委員会が定める期間ということまでまとめています。第4条2項以降については、解職の規定を削除しており、勤務時間についても、細かい規定について削除しています。最後に第6条による改正です。庄原市学校生活安全相談員設置規則の一部を改正する教育委員会規則案です。第2条職務、所掌事務を示していましたが、記述を若干改めています。第3条の任用ですが、地方公務員法の任用条項が変わるということで変えています。第4条任期ですが、こちらについて会計年度任用職員と重なる部分、解職以降ですが、解職、勤務時間、服務、休暇の規定等については、会計年度任用職員の規則と共通する部分について削除して、必要な部分のみを残して規定しています。最後に、附則として、この規則、第1条から第6条によります規則の改正については、令和2年4月1日から施行するとしています。説明は以上です。よろしくお願します。</p> <p>ただいまの説明につきまして、質問等ありますか。それでは議案第17号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第17号は可決されました。</p>
-----------------------------------	--

	<p>日程第8 議案第18号</p> <p>会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会要綱の整備に係る要綱について</p>
教育長	<p>日程第8 議案第18号会計年度任用職員の任用、給付等に係る関係教育委員会要綱の整備に係る要綱について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案集をお開きください。議案第18号会計年度任用職員の任用、給付等にかかわる関係教育委員会要綱の整備に関する要綱案を説明します。本案は、提案理由のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用給付等に関する規定が整備されたことに伴い、関係規定、要綱について、5本の整備を行うものです。次に改正要綱案の内容です。第1条については、新旧対照表をご覧ください。第1条による改正、庄原市学校給食推進補助金交付要綱の一部を改正する教育委員会告示案です。こちらは、補助金の種類対象等の第2条第1号の学校給食会等運営費補助金において、人件費を賃金として支払っていましたが、会計年度任用職員になったことで、賃金を支払うのではなく、市が直接任用した会計年度任用職員で運用するというので、この部分が不要になったものです。第2条第1号を削除し、1号繰り上げるものです。また別表として、同様に種類、対象経費、補助金額等を示している学校給食会等運営補助金の部分について、先程事業者の運営に要する人件費が不要になるということで、一括して削除しています。第2条からは、職の設置がなくなりますので、それぞれの要綱を廃止するものです。まず第2条です。庄原市公立学校特別支援教育支援員設置要綱の廃止ということで、庄原市公立学校特別支援教育支援員設置要綱は廃止するとしています。また第3条は、庄原市立小・中学校及び共同調理場に勤務する非常勤職員設置要綱の廃止ということで、庄原市立小中学校及び共同調理場に勤務する非常勤職員設置要綱は廃止するとしています。次に第4条です。庄原市家庭教育支援アドバイザー設置要綱を廃止するというものです。最後に第5条です。庄原市公立学校看護施設設置要綱は廃止するとしており、これまで臨時職員等で任用していたものについて、会計年度任用職員、また職がなくなったため、これらの要綱は廃止をするものです。附則として、この告示は令和2年4月1日から施行するとしています。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明につきまして何か質疑ありますか。それでは、議案第18号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
教育委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第18号は可決されました。</p>
	<p>日程第9 議案第19号</p> <p>庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規定の一部改正について</p>
教育長	<p>日程第9、議案第19号庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規定の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>

教育総務課長	<p>議案集をご覧ください。議案第 19 号、庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規定の一部を改正する訓令案について説明します。本案は事務の効率化を図るため、地教行法第 25 条第 4 項の規定に基づき、教育長に委任された事務の一部を、学校長等に委任することについて必要事項を定めた、庄原市公立学校その他の教育委員機関の長に対する事務委任規定について、提案理由のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容は、新旧対照表をご覧ください。右側現行、左側改正案です。学校等への委任事項を定めた、別表 1、共通委任事項について、校長等名の項の中ですが、田園文化センター館長、図書館館長、資料館館長、博物館館長ですが、こちらについて、それぞれが、職を会計年度任用職員にするということで、結果、委任事項が館長へ委任をされないということになるため、こちらを削除し、左側のように、小学校中学校校長、共同事務、調理場所長という形のものに改めるものです。なお、これまで館長等に委任をしていた事務は、これからは、所管課長等が決裁を行うこととなります。附則として、この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしています。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明につきまして、何か質疑等ありますか。それでは議案第 19 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
教育委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第 19 号は可決されました。</p>
<p>日程第 10、議案第 20 号 (非公開)</p>	
<p>庄原市学校運営協議会委員の委嘱について</p>	
<p>日程第 11、議案第 21 号 (非公開)</p>	
<p>学校医の委嘱について</p>	
<p>日程第 12 個別報告及び協議事項</p>	
教育長	<p>続いて日程第 12、個別報告及び協議事項に移ります。担当課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>・令和 2 年第 1 回庄原市議会定例会一般質問概要（教育委員会関係分）について</p>
教育長	<p>それでは、以上をもちまして、令和 2 年第 4 回教育委員会議を閉会します。</p>
<p>— 閉会 午後 4 時 05 分 —</p>	